

○ 救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成三年厚生省令第四十五号）（抄）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（試験委員の要件）</p> <p>第十六条 法第三十八条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十四条第一号の文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事^レの指定した救急救命士養成所の専任教員</p> <p>三 （略）</p>	<p>（試験委員の要件）</p> <p>第十六条 法第三十八条第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第三十四条第一号の文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣^レの指定した救急救命士養成所の専任教員</p> <p>三 （略）</p>